



新勤評反対訴訟団ニュース 第29号

09年 8月 18日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目
3-3 星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

新勤評反対訴訟 次回 法廷に学者意見書提出

控訴審 第3回法廷に大きな結集を！

控訴審 第3回法廷

期日：2009年 9月 8日（火）午後4時開廷

大阪地裁・高裁 202号法廷

集合：午後3時30分 大阪地裁・高裁 1階 ロビー

第3回 法廷報告集会

日時：2009年 9月 8日（火） 午後4時30分～5時30分

場所：トーコーシティホテル梅田 地下鉄 谷町線・堺筋線

南森町駅2号 出口すぐ

第4回法廷 11月 13日（金） 午後4時開廷

大阪地裁・高裁 202号法廷

（地下鉄・京阪 淀屋橋駅または北浜駅下車）

来る9月8日（火）、第3回控訴審法廷が開かれます。この法廷に向け私たち控訴人（訴訟団）は、教育学、教育行政学、憲法学の専門家と議論・検討を重ね、裁判への援助を仰いで来ました。高裁の目をまさに教育現場と教育問題に向けさせるため、そして教育学者の意見書・鑑定書等を法廷に提出するための努力を重ねてきました。今回、専門家に「子どもの学習権を保障する主体は誰か」、「校長の定める教育目標に教員が従うことは学習権と両立するか」等々について鑑定書を提出してもらい運びとなりました。

いよいよ裁判所が教育現場の問題を具体的に検討し、システムが子どもの学習権、教員の教育の自由を侵害することを判断する、本格的論戦に入ります。これまでに倍する傍聴参加で、大阪府を教育の条理、原理・原則で追い詰めましょう。原告・会員・支援者の皆さま、法廷に結集下さい。

各学校の現場からシステムについて

実証的な事実を蓄積し検証をしていこう。

アンケートへの協力をお願いします。

「自己申告票」提出義務の不在と、不提出による不利益の回避（回復）を請求する「新勤評訴訟」は、「教職員の評価・育成システム」とその評価結果を給与に反映することの違法性を挙証し、システムへの全面的な批判を展開してきました。

本格実施から5年、給与反映から3年を経た今、このシステムは最近の教育政策の動向に沿いながら、教職員の意識・行動、職場の関係、学校教育のあり方に、大きな影響をもたらしています。学校現場では、システムによる評価結果やその給与反映などによって教職員の個別的な利害の対立だけではなく、数値目標化されつつある学校目標による子どもに対する教職員の姿勢の変化などが顕著になりつつあります。協力、共同性でなりたってきたこれまでの子ども一人一人に重きをおいてきた教育の現場から、「上意下達」で設定された学校目標に従属する、道具的な存在、手段として子どもを扱う、教育の現場へと学校教育全体に大きな変化が起こってきています。しかしそういった矛盾や弊害がいたるところ現れていても、それへの批判・抵抗は個別の動きに抑えられているのではないのでしょうか。それゆえ「新勤評訴訟」の自己申告票不提出の原告への支援にとどまらず、起こっている問題と多くの教職員の思いをシステム批判に結合し、より広い運動を作っていくことが求められます。そのために、実施されているシステムに対する検証作業を行おうと、多くの教職員が関わる方法によって行うことから始めようと、「検証プロジェクトチーム」を立ち上げました。チームでは、すべての府立高校の教職員を対象とするアンケートの作成にとりかかっています。9月下旬にはアンケートを実施する体制を組む予定です。まずは高校関係の読者の方には積極的なご協力を仰ぎたいと思っています。

システムへのトータルな検証・批判を展開していくために、原告、支援者をはじめニュースの読者の方々の協力をお願いします。

第2回控訴審法廷・法廷後集会報告

これまでの主張を繰り返すに過ぎない大阪府に攻勢を

7月23日、新勤評反対訴訟控訴審の第2回法廷が行われました。いつものように沢山の方にご参集頂きました。傍聴できなかった支持者・支援者の皆様にはこの場を借りてお詫び申し上げます。

法廷 学者意見書を準備していることを通告

16時ちょうどに始まった法廷では、控訴人・被控訴人双方が提出した各種書類及び書証の確認から始まりました。特に前回5月法廷以降、新たな書証を準備したわけでもなく、大阪府等行政側は地

裁判決をかさに着て、法廷ではだんまりを決め込む戦術であることが明らかになったように思います。

私たち控訴人側は次回法廷に、学者による意見書を提出することを通告しました。府側は、その内容を見て、これに対する反論・反証を行うと答弁しました。次々回法廷が二ヶ月後になったことからしても、大阪府側は彼らの立場に立つ専門家による本格的な反論を準備してくると思われます。そうなれば本格的な教育論議を法廷の場で繰り広げることができます。それは望むところです。



裁判後集会——事実と理論を集積し、大阪府側に迫ることを確認

法廷後の報告集会にも、100名を上回る方に結集いただきました。まずは原告団団長挨拶。数値目標を厳格にあげよ、との学校評価による攻撃が強まってきている中で、私たちの裁判闘争は裁判官をして現場に赴かせるようにし向けるようなものに発展してきている。教員の自由、子どもの自由を奪い取るものと闘おうという力強い言葉で締めくくりました。

冠木弁護士は、「この間、教育学や憲法学を専門とする5人の学者と意見を交換するなど、勉強ばかりやった。」と強調しました。次の法廷には、その内の1人に鑑定意見書の提出をお願いし、すでにその準備に入っているという報告をしました。子どもの学習権を保障する主体は誰か。その主体にどのような権利が保障されなければならないのか。本来、本件システムが目的としている専門職としての教員に求められる「資質」とは何か。本件システムが本質的に子どもの学習権を侵害する制度であることの理論的裏付けと、子どもの学習権を保障する教員の権利と権限の内容に迫るきわめて本質的な問題を取り上げる意見書になる予定です。それは、「国民の教育権論」か「国家の教育権論」かに関する、教育学と憲法学をまたぐ戦後教育学の一大論争点に踏み込むものにならざるを得ません。行政側も、その内容に注目せざるを得ないでしょうと強調しました。冠木弁護士は、鑑定意見書による理論的な側面と、教員による現場からのシステムによる子どもと教員への権利侵害の実例・「証拠」の集積を、再度訴えました。

質疑討論では、多彩な意見交換が行われました。

今回意見陳述案を作成したが、残念ながら提出見送りとなった。今現場が苦しい中で、考えたことである。原告が一人でも多く現実はこうなっているんだということが集められたらと思う。情報公開で高校校長のひどい自己申告票の例を見つけた。今年度の学校目標に(1)関関同立への合格者年間100人(2)公式戦(行事)で年間100勝(賞)(3)遅刻指導対象者数100人以下を掲げている。是非自分の学校も見てほしい。現場がどうなっているか事実を整理したい。NOの会のHPにも掲載する予定である。

自宅研修自粛の動きがあるなど、教育労働者としての働き方が制約されてきている。自己申告票提出反対、免許更新制反対、橋下による道州制導入、公務員「首切りの自由」化、非正規職員の解雇

反対等とあわせて闘っていきたい。

さきほど話題になった校長のいる学校に勤務している。校長の「百尽くし」の目標設定については異論と疑問の声が高い。校長の目標に追随する雰囲気は職場にはない。

職場が忙しく、同僚と話す時間もないが、最近ごく身近にいる教員が「朝日歌壇」（朝日新聞）にシステムを批判する歌を投稿し、掲載されていることがわかった。身近な所で理不尽さに怒る人がいることを発掘したい。

高教組大会でシステム反対の議論を組織し、一定の支持を勝ち取った。現場の意見を受け止めるために訴訟団組合員有志でシステムを検証するプロジェクトチームを立ち上げる。支援と協力をお願いしたい。

「評価」（能力評価のみだが）を受け取り、苦情申し出をした。校長は、自分が行ってもいない架空の「教育実践」を基礎に「評価」している事実が明らかになった。

市民向けパンフレットを考えているが何とか次回法廷（9月8日）には間に合わせたい。この裁判は私自身にとっても「公教育とは何か」を問い直すものになっている。今回は、陳述書の提出を見送ったということだが、弁護士や世話人は現場の教員の声をもっと受け止めて裁判所に突きつける労を取ってほしい。

第一審の陳述書と控訴審での陳述書の違いを明らかにしておきたい。第一審でのそれはともかく原告の意見、声、主張を裁判所に届けることにあったが、第二審のそれは論点に寄与するもの、事例研究として集積するものになっている。

最後に事務局のまとめは、第4回法廷（11月13日）が最大の山場になりそうだとすることを強調しました。

次回法廷では、鑑定意見書が提出され、その内容によって一步踏み込んだ論戦が展開されることになる。11月の法廷は、被控訴人＝大阪府にとっては鑑定意見書に対する反論の内容が問題となり、原告にとっては鑑定意見書を事実と証拠で理論の正しさを立証する最重要の機会となる。ここで、1審から一步踏み込んだ理論と証拠の応酬になる。論理と証拠、知識と事実の集積が必要である。学校現場が、システムによって明らかにおかしくなっているという証拠が必要。メモでも、どんな形ででも、その事実を絞り出して知らせてほしい。事実を集積し、我々の見解を集約し、さらに議論を深めましょう。できる限りそれらを持ち寄って、次回法廷への再度の結集をお願いします。

「新勤評反対訴訟」Webサイト

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinpyo-saiban/>

カンパのお願い

いつも「訴訟団ニュース」をお読み下さりありがとうございます。システムに対するアンケートの実施を予定するなど裁判を取り巻く状況も様々な広がりをもってきています。その為印刷や発送など多くの費用が必要です。訴訟団では「支える会会員」以外の皆さんからも、カンパのご協力をお願いしています。

振り込み用紙で下記までお振り込み下さい。

郵便振り込み番号 00950-0-252496 加入者名 評価育成システムに反対する会